

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 3 月 23 日 (火) 第 193 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (2件) (水産振興課取扱い) 2
- 家畜伝染病の発生 (畜産課取扱い) 2
- 土地改良区管理規程の変更の認可 (農地整備課取扱い) 2
- 県営土地改良事業の計画の決定 (2件) (農地整備課取扱い) 4
- 県営土地改良事業の計画の変更 (農地整備課取扱い) 5
- 基本測量の実施 (監理課取扱い) 5
- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 5
- 道路の区域の変更 (2件) (道路維持課取扱い) 5
- 道路の供用の開始 (2件) (道路維持課取扱い) 6
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (都市計画課取扱い) 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (大島支庁取扱い) 7

公 告

- 大規模取引等事前指導要綱の一部を改正する要綱 (※) (地域政策課取扱い) 7
- 鹿児島県土地利用対策要綱の一部を改正する要綱 (※) (地域政策課取扱い) 7

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 8

公 安 委 員 会 公 告

- 令和 3 年度技能検定員審査等公告 (免許試験課取扱い) 8

告 示

鹿児島県告示第370号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 3 年 3 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
垂水市海潟字三角1347番2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び垂水市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第371号

薩摩川内市下甕町長浜157番地2 下野尚登及び薩摩川内市下甕町長浜1189番地7 東孝也からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和3年3月23日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 薩摩川内市下甕町長浜区域(薩摩川内市下甕町長浜の地区)
- 2 区分 主として機船及びき網漁業を営む漁業及び主として一本釣り漁業を営む漁業

鹿児島県告示第372号

鹿児島市喜入生見町2867番地1 春日水産有限会社代表取締役村田勉及び鹿児島市喜入生見町2882番地3 みつ丸水産有限会社代表取締役宮崎卓己からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和3年3月23日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 鹿児島市喜入区域(鹿児島市喜入瀬々串町, 喜入中名町, 喜入町, 喜入一倉町, 喜入前之浜町及び喜入生見町の地区)
- 2 区分 総トン数10トン以上の漁船により主としてはえ縄を使用して又は釣りによって営む漁業

鹿児島県告示第373号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和3年3月23日

鹿児島県知事 塩田康一

家畜伝染病の種類 ヨーネ病(牛)

家畜の種類 牛

患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所	発生日
患畜	9	薩摩川内市	令和3年2月24日

鹿児島県告示第374号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第3項の規定により、令和2年12月10日付で笠野原土地改良区の高隈ダム管理規程の変更を認可した。

なお、変更後の高隈ダム管理規程の概要は、次のとおりである。

令和3年3月23日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 貯水, 放流又は取水に関する事項
 - (1) 水位
 - 満水位 標高158.0メートル
 - 低水位 標高143.0メートル

(2) 予備放流水位

標高157.5メートル

(3) 計画取水量

かんがい用水，発電用水及び雑用水のためのダムからの取水量は，次に掲げる量を基準にかんがい用水のための取水を優先することとし，合計取水量は毎秒3.32立方メートルを超えないものとする。

区分	期間							
	1月1日 から2月 末日まで	3月1日 から4月 30日まで	5月1日 から6月 30日まで	7月1日 から8月 31日まで	9月1日 から9月 30日まで	10月1日 から10月 31日まで	11月1日 から12月 31日まで	
かんがい用水取水量	毎秒0.61 立方メー トル	毎秒2.85 立方メー トル	毎秒2.09 立方メー トル	毎秒3.16 立方メー トル	毎秒2.48 立方メー トル	毎秒1.44 立方メー トル	毎秒1.05 立方メー トル	
発電用水 取水量	第1発電	毎秒1.650立方メートル						
	第2発電	毎秒0.855立方メートル						
雑用水取水量	毎秒0.01立方メートル							

(4) 責任放流

ア 責任放流量

ダム管理責任者（以下「管理者」という。）は，ダムの下流にある発電所及び水田のため，次に掲げる水量をダムから放流しなければならない。

9月末現在貯水量が5,000,000立方メートル未満のとき

期 別	10月1日 から11月 30日まで	12月1日 から3月 31日まで	4月1日 から8月 20日まで	8月21日 から9月 30日まで	備 考
晴 天 時	毎秒0.3立 方メー トル	毎秒1.2立 方メー トル	毎秒1.6立 方メー トル	毎秒0.9立 方メー トル	ただし，自然流入量を限度とする。 夏期20ミリメートル，冬期10ミリメ ートルの日降雨量があったときは， 当日から5日間放流
降 雨 時	毎秒0.0立 方メー トル	毎秒0.6立 方メー トル	毎秒1.0立 方メー トル	毎秒0.9立 方メー トル	

9月末現在貯水量が5,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満のとき

期 別	10月1日 から11月 30日まで	12月1日 から3月 31日まで	4月1日 から8月 20日まで	8月21日 から9月 30日まで	備 考
晴 天 時	毎秒1.2立 方メー トル	毎秒1.2立 方メー トル	毎秒1.6立 方メー トル	毎秒0.9立 方メー トル	ただし，自然流入量を限度とする。 夏期20ミリメートル，冬期10ミリメ ートルの日降雨量があったときは， 当日から5日間放流
降 雨 時	毎秒0.0立 方メー トル	毎秒0.6立 方メー トル	毎秒1.0立 方メー トル	毎秒0.9立 方メー トル	

9月末現在貯水量が10,000,000立方メートル以上のとき

期 別	10月1日 から11月 30日まで	12月1日 から3月 31日まで	4月1日 から8月 20日まで	8月21日 から9月 30日まで	備 考
晴 天 時	毎秒1.5立 方メー トル	毎秒1.5立 方メー トル	毎秒1.6立 方メー トル	毎秒0.9立 方メー トル	ただし，4月から9月までの間は 自然流入量を限度とする。夏期20ミ リメートル，冬期10ミリメートルの 日降雨量があったときは，当日から 5日間放流
降 雨 時	毎秒0.9立 方メー トル	毎秒0.9立 方メー トル	毎秒1.0立 方メー トル	毎秒0.9立 方メー トル	

管理者は、ダム操作を行おうとする場合において、ダム下流にある発電所及び水田の取水に影響を及ぼすおそれがあると認められたときは、笠野原土地改良区理事長（以下「理事長」という。）に報告してその指示を受けるものとし、理事長は九州電力谷田発電所及び下流水田既得水利権者の責任者と協議する。

ウ その他

(ク) アの表に掲げる放流及び常時満水位の維持のための放流のうちから、毎秒0.384立方メートルを控除した範囲内の流量（ただし、最大放流量毎秒1.65立方メートル）は笠野原発電所放水口から放流できるものとする。

(カ) 高隈ダム直下地点流量毎秒0.384立方メートルのうち毎秒0.137立方メートルを超える部分は、高隈ダム発電所放水口から放流できるものとする。なお、高隈ダム発電所放水口の放流量は、(ク)による放流と合わせて最大毎秒0.855立方メートルとする。

2 点検及び整備に関する事項

(1) 管理者は、堤体、ゲート等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

(2) 管理者は、ダム及びその周辺について常に監視を行い、危険防止等に努める。

3 緊急事態における措置に関する事項

(1) 洪水時においては、管理者は、ダム及び貯水池を適切に管理することができる要員を確保し、情報の収集並びにダムを操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うとともに、貯水池から放流し、又は貯水池に流水を貯留する等の措置を講じる。ただし、貯水池からの放流は、下流の水位に急激な変動を生じないようにする。

(2) 干ばつ時においては、理事長及びダムの利用者の意見を聴いて取水に関する節水計画を立て、これにより取水を行い、著しい用水不足が生じないようにする。

4 気象及び水象の観測に関する事項

(1) 気象関係

天気、気圧、気温、相対湿度、降雨量、蒸発量、風力及び方向を定期的に観測する。

(2) 水象関係

水位、流入量、放流量、取水量、水温等を定期的に観測する。

鹿児島県告示第375号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業水利施設等保全高度化（畑地帯担い手支援型）（農道整備及び客土）立花地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年3月23日

鹿児島県知事 塩田康一

1 縦覧書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和3年3月24日から同年4月20日まで

3 縦覧場所

与論町役場産業振興課

鹿児島県告示第376号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業水利施設等保全高度化（畑地帯担い手育成型）（区画整理）伊波地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年3月23日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 3 年 3 月 24 日から同年 4 月 20 日まで
- 3 縦覧場所
与論町役場産業振興課

鹿児島県告示第377号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により，土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（旧：畑地帯総合整備）（農道整備及び土層改良）羽里地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 3 年 3 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 3 年 3 月 24 日から同年 4 月 20 日まで
- 3 縦覧場所
喜界町役場農業振興課

鹿児島県告示第378号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により，国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和 3 年 3 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 基本測量（国土広域情報修正）
- 2 作業の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- 3 作業の地域 鹿児島県全域

鹿児島県告示第379号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により，国土地理院長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 3 年 3 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- 3 作業の地域 鹿児島県全域

鹿児島県告示第380号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，令和 3 年 3 月 23 日から 2 週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)

国道	270号	南さつま市金峰町宮崎字中	前	9.9~21.6	2,977.2
		大畑4064番1地先から同市	前	15.8~75.3	2,614.0
		金峰町尾下字堂免2178番8	後	9.9~39.7	2,977.2
		地先まで	後	15.8~75.3	2,614.0

鹿児島県告示第381号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年3月23日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月23日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	270号	南さつま市金峰町新山字加賀町209番1地先から同市金峰町尾下字堂免2178番8地先まで	令和3年3月23日

鹿児島県告示第382号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年3月23日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月23日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿児島加世田線	南さつま市金峰町中津野字原ノ畠1317番1地先から同市金峰町新山字小中原2104番10地先まで	前	7.0~84.0	1,146.0
			前	12.0~84.0	1,291.0
			後	7.0~84.0	1,165.0
			後	12.4~84.0	1,288.0

鹿児島県告示第383号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年3月23日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月23日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	鹿児島加世田線	南さつま市金峰町中津野字原ノ畠1317番1地先から同市金峰町新山字城之越105番3地先まで	令和3年3月23日

鹿児島県告示第384号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和3年3月23日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 施行者の名称
和泊町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 和泊都市計画下水道事業
 - (2) 名称 和泊町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成 6 年 2 月 14 日から令和 6 年 3 月 31 日まで (変更前令和 3 年 3 月 31 日まで)
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

大島支庁告示第 3 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第 46 条第 2 項の規定により, 指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 3 年 3 月 23 日

大島支庁長 田中完

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労支援施設 明りの家	奄美市名瀬大字 知名瀬2478番地 3	特定非営利活動 法人明りの家	奄美市名瀬大字 知名瀬2478番地 3	池 利子	令和 3 年 3 月 31 日	就労継続 支援 B 型

公 告

大規模取引等事前指導要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 3 年 3 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

大規模取引等事前指導要綱の一部を改正する要綱

大規模取引等事前指導要綱 (昭和49年12月24日鹿児島県公報号外(2)登載) の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「印」を削る。

附 則

この要綱は, 令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県土地利用対策要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 3 年 3 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県土地利用対策要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県土地利用対策要綱 (昭和49年12月24日鹿児島県公報号外(2)登載) の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式中「印」を削る。

附 則

この要綱は, 令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第34号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和3年3月23日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	PAナナシーSPECIAL4V V	豊丸産業株式会社	0P1694
ぱちんこ遊技機	Pガールズ&パンツァー2L9Y U3Y	株式会社平和	0P1637
ぱちんこ遊技機	Pフィーバーゴルゴ13-2	株式会社三共	0P1255
ぱちんこ遊技機	Pフィーバーゴルゴ13-2Y	株式会社三共	0P1343
ぱちんこ遊技機	PフィーバーパワフルIII-F	株式会社ジェイビー	0P0652
ぱちんこ遊技機	PフィーバーパワフルIII-M	株式会社ジェイビー	0P1438
回胴式遊技機	Sゴウエンコウコウオウエンダン ゲキCC	山佐株式会社	0S1087
回胴式遊技機	Sパチスロ鉄拳4デビルバース ンSLFF	セブンリーグ株式会社	0S1396
回胴式遊技機	Sノーゲーム・ノーライフKN	株式会社北電子	0S1299

公安委員会公告

令和3年度技能検定員審査等公告

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第1条及び第10条第1項の規定により、令和3年度技能検定員審査等を次のとおり実施する。

令和3年3月23日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

1 前期審査の種類及び日時

(1) 教習指導員審査

ア 普通自動車免許

㊦ 筆記試験 令和3年5月6日（木）及び同年6月28日（月）の午前9時から

㊩ 技能試験 令和3年5月6日（木）及び同年6月28日（月）の午後1時から

㊫ 面接試験 令和3年5月7日（金）及び同年6月29日（火）の午前9時から

イ 大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

筆記試験 令和3年5月6日（木）及び同年6月28日（月）の午前10時から

ウ 大型自動車免許，中型自動車免許，準中型自動車免許，大型特殊自動車免許，大型自動二輪車免許，普通自動二輪車免許及び牽引免許

技能試験 令和3年6月7日（月），同月8日（火），同月9日（水），同年9月13日（月），同月14日（火）及び同月15日（水）のそれぞれの日の午後1時から

(2) 技能検定員審査

ア 普通自動車免許

㊦ 筆記試験 令和3年5月10日（月）及び同年7月5日（月）の午前10時から

㊩ 技能試験 令和3年5月10日（月）及び同年7月5日（月）の午後1時から

㊫ 面接試験 令和3年5月11日（火）及び同年7月6日（火）の午前9時から

イ 大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

筆記試験 令和3年5月10日（月）及び同年7月5日（月）の午前10時から
ウ 大型自動車免許，中型自動車免許，準中型自動車免許，大型特殊自動車免許，大型自
動二輪車免許，普通自動二輪車免許及び牽引免許

技能試験 令和3年6月7日（月），同月8日（火），同月9日（水），同年9月13
日（月），同月14日（火）及び同月15日（水）のそれぞれの日の午後1時から

2 後期審査の種類及び日時

(1) 教習指導員審査

ア 普通自動車免許

㊦ 筆記試験 令和3年10月12日（火）の午前9時から

㊧ 技能試験 令和3年10月12日（火）の午後1時から

㊨ 面接試験 令和3年10月13日（水）の午前9時から

イ 大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

筆記試験 令和3年10月12日（火）の午前10時から

ウ 大型自動車免許，中型自動車免許，準中型自動車免許，大型特殊自動車免許，大型自
動二輪車免許，普通自動二輪車免許及び牽引免許

技能試験 令和3年11月15日（月），同月16日（火）及び同月17日（水）のそれぞ
れの日の午後1時から

(2) 技能検定員審査

ア 普通自動車免許

㊦ 筆記試験 令和3年10月18日（月）の午前10時から

㊧ 技能試験 令和3年10月18日（月）の午後1時から

㊨ 面接試験 令和3年10月19日（火）の午前9時から

イ 大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

筆記試験 令和3年10月18日（月）の午前10時から

ウ 大型自動車免許，中型自動車免許，準中型自動車免許，大型特殊自動車免許，大型自
動二輪車免許，普通自動二輪車免許及び牽引免許

技能試験 令和3年11月15日（月），同月16日（火）及び同月17日（水）のそれぞ
れの日の午後1時から

3 審査の場所

鹿児島県警察本部交通部免許試験課（始良市東餅田3934番地）

4 審査の申請手続

(1) 受審資格要件

ア 教習指導員審査

㊦ 普通自動車免許

審査を受ける日の年齢が21歳以上で普通自動車に係る運転免許を有する者

㊧ 大型自動車免許，中型自動車免許，準中型自動車免許，大型特殊自動車免許，大型 自動二輪車免許，普通自動二輪車免許及び牽引免許

受審する種類に係る運転免許を有し，かつ，普通自動車免許に係る教習指導員資格
を有している者で，大型自動二輪車免許については，普通自動二輪車免許に係る教習
指導員資格を有している者

㊨ 大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

受審する種類に係る運転免許を有し，それぞれの免許に係る第一種免許の教習指導
員資格を有している者で，かつ，過去1年以内に，国家公安委員会が指定する技能教
習又は学科教習の技能又は知識に関する講習を修了している者

イ 技能検定員審査

㊦ 普通自動車免許

審査を受ける日の年齢が25歳以上で普通自動車に係る運転免許を有し，かつ，普通
自動車免許に係る教習指導員資格を有している者

㊧ 大型自動車免許，中型自動車免許，準中型自動車免許，大型特殊自動車免許，大型 自動二輪車免許，普通自動二輪車免許及び牽引免許

受審する種類に係る運転免許を有し、かつ、普通自動車免許に係る技能検定員資格を有している者で、大型自動二輪車免許については、普通自動二輪車免許に係る技能検定員資格及び大型自動二輪車免許に係る教習指導員資格を有している者

(ウ) 大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

受審する種類に係る運転免許を有し、それぞれの免許に係る第一種免許の技能検定員資格を有している者で、かつ、過去1年以内に、国家公安委員会が指定する技能検定についての技能又は知識に関する講習を修了している者

ウ 受審の注意事項

受審者は、教習指導員審査を1種、技能検定員審査を1種の合計2種まで受審できるものとする。

(2) 申請書類

ア 審査申請書

イ 資格審査票

ウ 運転免許証の写し

エ 教習指導員等の履歴書（普通自動車免許に限る。）

オ 普通自動車免許及び普通自動二輪車免許に係る教習指導員資格を有する者は、その免許に係る教習指導員資格者証の写し

カ 普通自動車免許，普通自動二輪車免許に係る技能検定員資格を有する者は、その免許に係る技能検定員資格者証の写し及び大型自動二輪車免許に係る教習指導員資格を有する者は、その免許に係る教習指導員資格者証の写し

キ 大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受審する者は、受審しようとする免許の第一種免許の教習指導員資格者証の写し及び国家公安委員会が指定する技能教習又は学科教習についての技能又は知識に関する講習の修了証明書の原本

ク 大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受審する者は、受審しようとする免許の第一種免許の技能検定員資格者証の写し及び国家公安委員会が指定する技能検定についての技能又は知識に関する講習の修了証明書の原本

(3) 申請書類の提出先

鹿児島県警察本部交通部免許試験課（始良市東餅田3934番地 郵便番号 899-5421）

なお、郵送の場合は、封筒の表に「申請書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

(4) 審査手数料及び納付方法

申請書類提出の際、審査申請書に鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）に定める額面の鹿児島県収入証紙を貼付して納付すること。ただし、審査細目により金額が異なるため、詳しくは問い合わせること。

なお、申請書類を受け付けた後は、審査手数料は返還しない。

5 前期受付期間

(1) 教習指導員及び技能検定員の普通自動車免許・二種免許（大型・中型・普通）

令和3年5月実施分は、同年4月1日（木）から同月15日（木）まで、同年6月及び7月実施分は、同年6月1日（火）から同月15日（火）までのそれぞれの日の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、令和3年4月15日及び同年6月15日の消印のあるものまで受け付ける。

(2) 教習指導員及び技能検定員の大型・中型・準中型・大型特殊・大型二輪・普通二輪・牽引免許

令和3年6月実施分は、同年4月16日（金）から同月30日（金）まで、同年9月実施分は、同年8月13日（金）から同月27日（金）までのそれぞれの日の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、令和3年4月30日及び同年8月27日の消印のあるものまで受け付ける。

6 後期受付期間

(1) 教習指導員及び技能検定員の普通自動車免許・二種免許（大型・中型・普通）

令和3年9月1日（水）から同月15日（水）までのそれぞれの日の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、令和3年9月15日の消印のあるものまで受け付ける。

- (2) 教習指導員及び技能検定員の大型・中型・準中型・大型特殊・大型二輪・普通二輪・牽引免許

令和3年10月1日（金）から同月15日（金）までのそれぞれの日の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、令和3年10月15日の消印のあるものまで受け付ける。

7 申請書類の交付

審査申請書及び資格審査票の用紙は、鹿児島県警察本部交通部免許試験課で交付する。

なお、同用紙を郵便により請求する場合は、封筒の表に「資格審査票請求」と書き、宛先及び郵便番号を明記し、120円分の切手を貼付した返信用封筒を同封すること。

8 問合せ先

鹿児島県警察本部交通部免許試験課

始良市東餅田3934番地（郵便番号 899-5421）

電話番号 0995-65-2295